

令和3年1月15日

保護者各位

蟹江町教育委員会

緊急事態宣言を受けて

平素より、蟹江町の教育活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、愛知県に緊急事態宣言が発令されました。小中学校の一斉の休校措置は行いませんが、保護者の皆様には、再度以下のことについて、ご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、学校においても、教育活動の見直しをし、感染拡大防止の対応をより一層行ってまいります。引き続き、ご家庭におかれましても、検温の徹底、防寒対策など、感染拡大防止の取組にご協力いただきますよう、重ねてお願いいたします。

なお、中学校における部活動については、感染リスクが高いため、緊急事態宣言が解除されるまで、練習および対外試合は行いませんのでよろしくお願いいたします。

記

- ① お子様に新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある（風邪症状、発熱、倦怠感等の症状が見られる）場合は、お子様の登校を控えていただき、自宅で休養させてください。ご心配な場合は、早めに保健所もしくは医療機関へご相談ください。保健所には、受診・相談センターがあります。
- ② 同居のご家族が感染者及び濃厚接触者と特定された場合は、昼夜を問わず、至急、学校へ連絡いただき、お子様の登校は控えてください。学校の電話が繋がらない場合は、蟹江町役場（0567-95-1111）までご連絡ください。
- ③ 同居のご家族に新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある（風邪症状、発熱、倦怠感等の症状が見られる）場合も、お子様の登校を控えていただき、自宅で休養させてください。